

平成四年五月二十九日提出  
質問第一一一号

恩給及び援護年金等並びに各種手当金の前日支払い措置に関する質問主意書

提出者 近江巳記夫

恩給及び援護年金等並びに各種手当金の前日支払い措置に関する質問主意書

政府においては、この度、公的年金受給者の前日支払い措置を実施したところでありますが、恩給及び援護年金等並びに各種手当金についても同様に措置を講ずるべきである。

特に、総務庁及び厚生省におきましては、恩給等及び各種手当金制度も多く、未だ措置が講じられておらないことに鑑み、緊急にその措置を講ずることが重要であると考える。

従って、次の事項について質問する。

一 政府における恩給（外国人恩給も含む）及び援護年金等並びに各種手当金ごとに金額や受給者数を各省庁別に明示されたい。

二 一の質問で回答された恩給（外国人恩給も含む）及び援護年金等並びに各種手当金について、公的年金受給者の前日支払いと同様に措置を講ずるべきと考えるがどうか。

右質問する。